

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例施行規則

平成28年7月1日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報収集通知書)

第2条 条例第5条第4項に規定する通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。

(個人情報目的外利用等通知書)

第3条 条例第6条第2項に規定する通知は、個人情報目的外利用等通知書（様式第2号）により行うものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条 条例第10条第4項に定める個人情報保護管理者は、枚方京田辺環境施設組合組織規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第1号）第3条第1項に規定する事務局長をもって充てる。

(個人情報取扱事務登録簿)

第5条 条例第12条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第3号によるものとする。

2 条例第12条第1項第6号に規定する実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (2) 個人情報の収集、利用の対象の範囲
- (3) 個人情報の目的外利用又は外部提供の有無
- (4) 処理の外部委託の有無
- (5) オンライン結合の有無
- (6) 個人情報の記録方法
- (7) 個人情報取扱事務の登録年月日、変更年月日
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報取扱事務の登録に必要な事項

(開示請求手続)

第6条 条例第15条第1項に規定する請求書は、個人情報開示請求書(様式第4号)とする。

2 条例第15条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求年月日

(2) 電話番号

(3) 開示の方法

(4) 法定代理人等による請求にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(本人等であることを証明するために必要な書類)

第7条 条例第15条第2項(条例第19条第4項及び第21条第3項において準用する場合を含む。)に規定する開示請求のできる者であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして管理者が認める書類

(2) 法定代理人等が請求する場合 前号に掲げる書類及び戸籍謄抄本その他資格を証明する書類として管理者が認める書類

2 条例第15条第1項の請求をした法定代理人等は、開示の前又は開示をしない旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を管理者に届け出なければならない。

(開示請求に対する決定等の通知)

第8条 条例第18条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

(1) 個人情報を開示する決定 個人情報開示決定通知書(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する決定 個人情報一部開示決定通知書(様式第6号)

(3) 個人情報を開示しない決定 個人情報非開示決定通知書(様式第7号)

- 2 条例第18条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。
- 3 条例第18条第4項又は同条第5項の規定による第三者への意見照会は、個人情報の開示決定等に係る意見照会について（様式第9号）により行うものとする。
- 4 前項の規定による意見照会に対する回答は、個人情報の開示決定等に係る意見書（様式第10号）によるものとする。
- 5 条例第18条第7項の規定による実施機関以外の者への意見照会は、協議等に係る個人情報の開示決定等に係る意見照会について（様式第11号）により行うものとする。
- 6 前項の規定による意見照会に対する回答は、協議等に係る個人情報の開示決定等に係る意見書（様式第12号）によるものとする。
- 7 条例第18条第8項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

（1） 第三者への通知 個人情報の開示決定等に係る通知書（様式第13号）

（2） 実施機関以外の者への通知 協議等に係る個人情報の開示決定等に係る通知書（様式第14号）

（閲覧の中止等）

第9条 管理者は、個人情報を閲覧する者が、当該個人情報を汚損し、若しくは破損し、又は指示に反する取扱いをしたときは、当該閲覧を中止させ、若しくは禁止することができるものとする。

（写しの交付）

第10条 条例第19条第1項の規定により写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

（訂正等の請求手続）

第11条 条例第21条第1項に規定する請求書は、個人情報訂正等請求書（様式第15号）とする。

- 2 条例第21条第1項第3号に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
 - (2) 電話番号
 - (3) 訂正等の内容及び理由
 - (4) 法定代理人等による請求にあつては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係
- (訂正等の請求に対する決定等の通知)

第12条 条例第22条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の訂正等をする決定 個人情報訂正等決定通知書（別記様式第16号）
- (2) 個人情報の一部の訂正等をする決定 個人情報一部訂正等決定通知書（様式第17号）
- (3) 個人情報の訂正等をしない決定 個人情報非訂正等決定通知書（様式第18号）

2 条例第22条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等決定期間延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

3 条例第22条第3項の規定による意見照会は、協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る意見照会について（様式第20号）により行うものとする。

4 前項の規定による意見照会に対する回答は、協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る意見書（様式第21号）によるものとする。

5 第3項の規定により当該実施機関以外の者から意見を聴いた場合、条例第22条第1項の決定後直ちに、当該決定の内容について当該実施機関以外の者に、協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る通知書（様式第22号）により通知するものとする。

(写しの作成等の費用)

第13条 条例第24条第1項ただし書に規定する規則で定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、写しの交付の際に納付しなければならない。

(費用の減額又は免除)

第14条 条例第24条第2項の規定により、個人情報の写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することができるときは、次の各号に掲げるときとし、その費用の減額又は免除の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 写しの交付により個人情報の開示を受ける者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき 免除

(2) その他管理者が特に必要があると認めるとき 管理者が認める額

2 個人情報の写しの作成に要する費用の減額又は免除を受けようとする者は、写しの作成に要する費用の減免申請書（様式第23号）を実施機関に提出しなければならない。

（審査請求諮問通知書）

第15条 条例第25条第1項の規定により、審査請求について枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したときは、審査請求人に対し、審査請求諮問通知書（様式第24号）により通知するものとする。

（運用状況の公表方法）

第16条 条例第27条に規定する条例の運用状況の公表は、次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法その他管理者が定める方法により行うものとする。

(1) 個人情報の開示等の請求件数

(2) 個人情報の開示等に係る処理状況

(3) 審査請求の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 1 3 条関係）

作成区分等	金 額
白黒複写（日本工業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙に限る。）	片面 1 枚につき 1 0 円
カラー複写（日本工業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙に限る。）	片面 1 枚につき 5 0 円
その他の方法により作成するもの	作成に要した実費相当額
送付に要する費用	郵送料相当額

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報収集通知書

あなたの個人情報を本人以外から収集したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 5 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

なお、この通知は、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例では、下欄の「収集理由」に該当する場合は、本人以外から個人情報を収集することが認められており、その場合、その本人に通知することになっていることからお知らせするものです。

事 務 の 名 称	
事 務 の 目 的	
収集した個人情報	
収 集 日	年 月 日（ ）
収 集 先	
収 集 理 由	枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 号に該当
担 当 所 管	電話
摘 要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報目的外利用等通知書

あなたの個人情報を目的外利用等したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

なお、この通知は、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例では、下欄の「目的外利用等した理由」に該当する場合は、目的外利用又は外部提供することが認められており、その場合、その本人に通知することになっていることからお知らせするものです。

事 務 の 名 称	
目的外利用等の区分	1 目的外利用 [利用先：] 2 外 部 提 供 [提供先：]
目的外利用等した個人情報	
目的外利用等をした理由	枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 6 条第 1 項第 号に該当
担 当 所 管	電話
摘 要	

個人情報取扱事務登録簿

管理番号											
事務の名称											
所 管											
個人番号の取扱				個人情報の区分							
事務の目的及び概要 (利用方法)											
事務の根拠法令等											
対象者の範囲											
事務区分				事務処理委託							
記録方法				処理形態							
目的外利用				外部提供							
目的外利用の提供先				外部提供先							
オンライン結合											
基本項目備考											
登録（事務開始）年月日				事務変更年月日							
最終更新日											
行	選択	大分類	中分類	項目	収集方法	収集元	業務名	条例の規定	根拠法令	備考	目的外／外部
1		共通情報	共通情報	共通情報							
2		一般的	基本項目	個人番号							
3		一般的	基本項目	氏名							
4		一般的	基本項目	住所							
5		一般的	基本項目	電話番号							
6		一般的	基本項目	性別							
7		一般的	基本項目	生年月日、 年齢							
8		一般的	基本項目	本籍、国籍							
9		一般的	基本項目	識別番号							
10		一般的	基本項目	印影							
11		一般的	基本項目	その他							
12		一般的	生活状況	家族状況							
13		一般的	生活状況	親族状況							
14		一般的	生活状況	婚姻状況							
15		一般的	生活状況	居住状況							
16		一般的	生活状況	所属団体							
17		一般的	生活状況	社会的活動							
18		一般的	生活状況	趣味、嗜好							
19		一般的	生活状況	その他							
20		一般的	心身状況	体格、体力							
21		一般的	心身状況	運動能力							
22		一般的	心身状況	健康状態							
23		一般的	心身状況	傷病歴							
24		一般的	心身状況	障害							
25		一般的	心身状況	診察、通院							
26		一般的	心身状況	その他							
27		一般的	財産状況	所得、収入							
28		一般的	財産状況	資産							
29		一般的	財産状況	課税、納税							
30		一般的	財産状況	債務							
31		一般的	財産状況	公的扶助							
32		一般的	財産状況	口座情報							
33		一般的	財産状況	取引情報							
34		一般的	財産状況	その他							
35		一般的	経歴等	学業、学歴							
36		一般的	経歴等	職業、職歴							
37		一般的	経歴等	職業上の地位							
38		一般的	経歴等	資格、検定							
39		一般的	経歴等	賞罰							
40		一般的	経歴等	成績、評価							
41		一般的	経歴等	その他							
42		制限的取扱事項	制限的取扱事項	思想、信条							
43		制限的取扱事項	制限的取扱事項	主義、主張							
44		制限的取扱事項	制限的取扱事項	宗教							
45		制限的取扱事項	制限的取扱事項	民族							
46		制限的取扱事項	制限的取扱事項	犯罪歴							
47		制限的取扱事項	制限的取扱事項	その他							
48		その他	その他	その他							
49		その他	その他	その他2							

様式第 4 号（第 6 条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名：

住 所：

電話番号：

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求する個人情報の名称又は内容	(請求する個人情報が特定できるように具体的に書いてください。)		
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付		
法定代理人等による請求の場合	本人の氏名		
	本人の住所		
	本人との関係		

(備考) 1 請求の際は、次の書類を提出又は提示してください。

(1) 本人請求の場合

本人であることを確認できる運転免許証、旅券など

(2) 法定代理人等請求の場合 (次の①、②それぞれ 1 つの書類)

①法定代理人等の運転免許証、旅券など

②法定代理人等であることを証明する戸籍謄抄本、本人による委任状など

2 法定代理人等による請求の場合で本人が満 15 歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。

※以下の欄は記入しないでください。

請求者確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()		
代理人確認	本人	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()	
	資格	1 戸籍関係 () 2 その他 ()	
同意書確認			
担当所管		確認者職氏名	

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、次のとおり開示することに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又は内容及び利用目的	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 () 時 分
開 示 の 場 所	
担 当 所 管	電話
摘 要	

- (備考) 1 開示の際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際には、次の書類を提出又は提示してください。
- (1) 本人請求の場合
本人であることを確認できる運転免許証、旅券など
 - (2) 法定代理人等請求の場合（次の①、②それぞれ 1 つの書類）
 - ①法定代理人等の運転免許証、旅券など
 - ②法定代理人等であることを証明する戸籍謄抄本、本人による委任状など
- 3 上記の開示日時に来庁できない場合は、事前に担当所管に連絡してください。
- 4 写しの交付を希望される場合は、所定のコピー代をご負担いただきます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、次のとおり一部を開示することに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又は内容及び利用目的	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
開 示 の 日 時	年 月 日 () 時 分
開 示 の 場 所	
開示しない部分 及び理由	(開示しない部分) (理由) 枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当
担 当 所 管	電話
摘 要	

- (備考) 1 開示の際には、この通知書を提示してください。
- 2 開示の際には、次の書類を提出又は提示してください。
- (1) 本人請求の場合
- 本人であることを確認できる運転免許証、旅券など
- (2) 法定代理人等請求の場合（次の①、②それぞれ 1 つの書類）
- ①法定代理人等の運転免許証、旅券など
- ②法定代理人等であることを証明する戸籍謄抄本、本人による委任状など
- 3 上記の開示日時に来庁できない場合は、事前に担当所管に連絡してください。
- 4 写しの交付を希望される場合は、所定のコピー代をご負担いただきます。

- (教示) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報非開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、次のとおり開示しないことに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又は内容	
開示しない理由	1 非開示 2 不存在 3 存否不回答 4 その他
	枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 14 条（第 1 項第号）に該当
担 当 所 管	電話
摘 要	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、枚方京田
辺環境施設組合個人情報保護条例第 1 8 条第 3 項の規定により、次のとおり開示等
の決定の期間を延長しますので通知します。

開示請求に係る 個人情報の名称 又は内容	
条例第 1 8 条第 1 項の規定によ る決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の決定期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延 長 の 理 由	
担 当 所 管	電話
摘 要	

枚方京田辺環境施設組合管理者



に関する情報が含まれている個人情報について、枚方京田辺環境
施設組合個人情報保護条例第15条第1項の規定により開示請求がありました。

つきましては、 に関する情報が含まれている個人情報をご請求者に対して開示するかどうかの決定を行うに当たり、開示することによるプライバシー侵害の有無、権利利益の侵害の有無などについて、 のご意見をお聴き

第18条第4項
 したいので、同条例 第18条第5項の規定により照会します。なお、開示請求に対する開示等の決定は、あなたのご意見や開示の公益性等を総合的に判断して行いますので、あなたの意に反して開示等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

ご意見につきましては、別紙「個人情報の開示決定等に係る意見書」（様式第10号）により回答願います。

開示請求に係る 個人情報の表示	
上記個人情報に 含まれている の情報	
回 答 期 限	年 月 日 () まで
回 答 先 (担当所管)	電話
摘 要	

様式第 10 号（第 8 条関係）

個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

氏 名：
（名称・代表者氏名）
住 所：
（所在地）
電話番号：

年 月 日付け 第 号で通知のあった個人情報の開示についての意見は、次のとおりです。

開示請求に係る 個人情報の表示	
上記に含まれて いる の 情報	
意 見	1 開示してよい。 2 開示されると支障がある。
	(支障がある場合、その理由)

(備考) 1 太線の枠内を記入してください。
2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 開示されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

枚方京田辺環境施設組合管理者



貴 との協議に関連して作成（取得）した個人情報が含まれている個人情報について、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定により開示請求がありました。

つきましては、請求に係る個人情報を請求者に対して開示するかどうかの決定を行うに当たり、貴 〃〃〃〃〃〃 の意見をお聴きしたいので、同条例第 18 条第 7 項の規定により照会します。なお、開示請求に対する開示等の決定は、貴 〃〃〃〃〃〃 のご意見や開示の公益性等を総合的に判断して行いますので、貴 〃〃〃〃〃〃 の意に反して開示等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

ご意見につきましては、別紙「協議等に係る個人情報の開示決定等に係る意見書」(様式第12号)によりご回答願います。

開示請求に係る 個人情報の表示	
上記個人情報に 含まれている協 議等に係る個人 情報	
回 答 期 限	年 月 日 () まで
回 答 先 (担当所管)	電話
摘 要	

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

協議等に係る個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

氏 名：
（名称・代表者氏名）
住 所：
（所在地）
電話番号：

年 月 日付け 第 号で通知のあった個人情報の開示について
の意見は、次のとおりです。

開示請求に係る 個人情報の表示	
上記に含まれて いる協議等に係 る個人情報	
意 見	1 開示してよい。 2 開示されると支障がある。
	(支障がある場合、その理由)

(備考) 1 太線の枠内を記入してください。
2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 開示されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報の開示決定等に係る通知書

さきに意見をお聴きしました に関する情報が含まれている個人情報の開示請求については、次のとおり決定しましたので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 1 8 条第 8 項の規定により通知します。

開示請求に係る個人情報の表示			
上記個人情報に含まれている の 情報			
決 定 の 内 容	1 全部開示	2 一部開示	3 非開示
決 定 の 理 由			
開 示 決 定 日	年 月 日 ()		
開示実施日 (予定)	年 月 日 ()		
担 当 所 管	電話		
摘 要			

- (教示)
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として(訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決

定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

枚方京田辺環境施設組合管理者



さきに意見を照会しました貴との協議等に係る個人情報が含まれている個人情報の開示請求については、次のとおり決定しましたので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第１８条第８項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の表示	
上記個人情報に 含まれている協 議等に係る個人 情報	
決 定 の 内 容	1 全部開示 2 一部開示 3 非開示
決 定 の 理 由	
開 示 決 定 日	年 月 日 ()
開示実施日 (予定)	年 月 日 ()
担 当 所 管	電話
摘 要	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 15 号（第 11 条関係）

個人情報訂正等請求書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

氏 名：

住 所：

電話番号：

枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

請 求 の 区 分	1 訂正 2 消去 3 利用又は提供の停止	
訂正等を請求する個人情報の名称又は内容	(請求する個人情報が特定できるように具体的に書いてください。)	
訂正等の内容及び理由		
法定代理人等による請求の場合	本人の氏名	
	本人の住所	
	本人との関係	

- (備考) 1 請求の際は、次の書類を提出又は提示してください。
- (1) 本人請求の場合
本人であることを確認できる運転免許証、旅券など
 - (2) 法定代理人等請求の場合（次の①、②それぞれ 1 つの書類）
 - ①法定代理人等の運転免許証、旅券など
 - ②法定代理人等であることを証明する戸籍謄抄本、本人による委任状など
- 2 法定代理人等による請求の場合で本人が満 15 歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。
- 3 訂正請求の場合は、訂正の内容が事実であることを証明する書類等を提出又は提示してください。

※以下の欄は記入しないでください。

請求者確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()		
代理人確認	本人 1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()		
	資格 1 戸籍関係 () 2 その他 ()		
同意書確認			
訂正事実証明書類確認			
担当所管		確認者職氏名	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、次の
とおり訂正等をすることに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条
例第 2 2 条第 1 項の規定により通知します。

訂正等の請求に 係る個人情報の 名称又は内容	
訂正等の内容	1 訂正 2 消去 3 利用又は提供の停止
訂正等の実施日	年 月 日（ ）
担 当 所 管	電話
摘 要	

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報一部訂正等決定通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、次のとおり一部訂正等を行うことに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 2 2 条第 1 項の規定により通知します。

訂正等の請求に係る個人情報の名称又は内容		
一部訂正等の内容	1 訂正 2 消去 3 利用又は提供の停止	
訂正等をしない部分の概要及び理由	概要	
	理由	
一部訂正等の実施日	年 月 日（ ）	
担 当 所 管	電話	
摘 要		

- (教示)
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として(訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報非訂正等決定通知書

年 月 日付で請求のあった個人情報の訂正等については、次のとおり訂正等をしないことに決定したので、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により通知します。

訂正等の請求に係る個人情報の名称又は内容	
訂正等をしない理由	1 訂正 2 消去 3 利用又は提供の停止
担 当 所 管	電話
摘 要	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



個人情報訂正等決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正等については、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 2 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正等の決定の期間を延長しますので通知します。

請 求 の 区 分	1 訂 正 2 消 去 3 利用又は提供の停止
訂正等の請求に係る個人情報の名称又は内容	
条例第 2 2 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延長後の決定期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
延 長 の 理 由	
担 当 所 管	電話
摘 要	

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る意見照会について

貴 との協議に関連して作成、取得等した個人情報が含まれている個人情報について、枚方京田辺環境施設組合個人情報保護条例第 2 1 条の規定により訂正等の請求がありました。

つきましては、請求に係る個人情報を訂正等するかどうかの決定を行うに当たり、貴 の意見をお聴きしたいので、同条例第 2 2 条第 3 項の規定により照会します。なお、訂正請求等に対する訂正等の決定は、貴 のご意見や訂正等の公益性等を総合的に判断して行いますので、貴 の意に反して訂正等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

ご意見につきましては、別紙「協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る意見書」（様式第 2 1 号）によりご回答願います。

請 求 の 区 分	1 訂 正 2 消 去 3 利用又は提供の停止
訂正等の請求に係る個人情報の表示	
上記個人情報に含まれている協議等に係る個人情報	
回 答 期 限	年 月 日（ ）まで
回 答 先 （担当所管）	電話
摘 要	

様式第 2 1 号（第 1 2 条関係）

協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る意見書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者

氏 名：
（名称・代表者氏名）
住 所：
（所在地）
電話番号：

年 月 日付け 第 号で通知のあった個人情報の訂正等についての意見は、次のとおりです。

訂正等の請求に係る個人情報の表示	
上記に含まれている協議等に係る個人情報	
意 見	1 訂正等してよい。 2 訂正等されると支障がある。
	(支障がある場合、その理由)

(備考) 1 太線の枠内を記入してください。
2 「意見」欄の該当する番号に○印を付け、「2 訂正等されると支障がある。」に○印を付けたときは、その理由を具体的に記入してください。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



協議等に係る個人情報の訂正等の決定に係る通知書

さきに意見を照会しました貴 との協議等に係る個人情報が含まれている個人
個人情報の訂正等の請求については、次のとおり決定しましたので、通知します。

請 求 の 区 分	1 訂正 2 消去 3 利用又は提供の停止
訂正等の請求に係る個人情報の表示	
上記個人情報に含まれている協議等に係る個人情報	
決 定 の 内 容	1 全部の訂正等 2 一部の訂正等 3 訂正等しない
決 定 の 理 由	
訂正等決定日	年 月 日 ()
訂正等実施日 (予定)	年 月 日 ()
担 当 所 管	電話
摘 要	

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として(訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

写しの作成に要する費用の減免申請書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

氏 名：

住 所：

電話番号：

次のとおり、個人情報の写しの作成に要する費用の減免を申請します。

写しの作成に係る個人情報の名称又は内容	
写しの作成に係る個人情報の開示決定日	年 月 日
減免を受けようとする理由	1 生活保護法に規定する被保護者であるため 2 その他 (具体的な理由)

(備考) 減免の理由を証明する書類を添付してください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



審査請求諮問通知書

個人情報の の決定に対する審査請求について、次のとおり枚方京田
辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたのでお知らせします。

請求に係る個人 情報の名称及び 請求内容	
請求に係る決定 内容	
審 査 請 求 日	年 月 日（ ）
諮 問 し た 日	年 月 日（ ）
担 当 所 管	電話
摘 要	